

# 捜査や裁判の進み方、犯人処罰の手続き

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、「捜査」、「起訴」、「公判」の三つの段階に分かれます。犯人が20歳以上の者の場合と少年の場合では、これらの手続が異なります。

## 犯人が20歳以上であった場合

### 捜査

犯人を捕まえ、証拠を集めて事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、被疑者を逮捕した場合、取調べなど必要な捜査を行い、48時間以内にその身柄を検察官に引き渡します。これを「送致」といいます。

その後、検察官がさらに取調べ、被疑者の拘束継続を必要と判断した場合は、24時間以内に裁判官に身柄拘束(この身柄拘束を「勾留」といいます。)を請求し、これが認められると最長で20日間勾留されます。

送致を受けた検察官は、さらに捜査して被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます。起訴された被疑者を「被告人」といいます。

### 起訴

### 公判

被疑者が起訴されると公判(裁判)が行われ、判決が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることとなります。これを「控訴」といいます。

## 犯人が14歳以上20歳未満の少年の場合

### 捜査等

警察では、必要な捜査を行い、犯人が18歳又は19歳であった場合(「特定少年」といいます。)や拘禁刑以上の重い法定刑が定められた犯罪の場合は、検察庁に事件を送致します。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、処分意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。犯人が14歳から17歳までの少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

家庭裁判所では、送られてきた事件について、「審判」(裁判(公判)にあたります。)を開始するかどうかを決定します。ここでは、つぎのような決定がなされます。

- (1) 「審判不開始」 少年が十分改心し、再非行の危険性が少なく、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続きを開始せず終了します。
- (2) 「保護処分」 施設に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会において少年の改善更生を図る保護観察などがあります。
- (3) 「不処分」 保護処分の必要がないと認められた場合に決定されます。
- (4) 「逆送」(検察官送致) 少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、保護処分ではなく、刑事処分にすべきであると認められる場合は、事件を検察庁へ送り返し、成人の場合と同様に裁判にかけます。

## 犯人が14歳未満の少年の場合

### 調査

14歳未満の少年は、法律上、刑罰を科すことができないので、警察において必要な調査を行った後、児童相談所に通告するか、少年を家庭裁判所の審判に付すべきと思料されるときは児童相談所に送致します。

通告又は送致を受けた児童相談所では、少年に対し

- (1) 児童自立支援施設への入所や里親への委託等の児童福祉法上の措置
- (2) 審判が必要と認められる場合は、事案を家庭裁判所に送り、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定の措置をとります。

なお、児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。

### 措置